

独身住宅入居に関する諸注意

- 下記は独身住宅への入居に関しての諸注意となりますので、必ずご確認いただき、了承された上でお申込みください（確認をしたことの証として、ページ下欄に記名押印願います）。また、内容にご不明な点やご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。
- ・ 独身で町内に住所がある方または勤務場所がある方が対象となります。なお、入居に伴い住所を移してしていただくようになります。
 - ・ 年齢が18歳以上50歳未満であり、学生ではない方が対象となります。入居後は50歳になった時点で退去していただきます。また、他者との同居はできません。
 - ・ 入居するには連帯保証人及び、家賃3ヶ月分の敷金が必要となります。連帯保証人は確実な保証能力のある方でなければなりません。（連帯保証人の所得証明書等により判断しますので、適切であると認められない場合には別の連帯保証人を見つけていただく必要があります）
 - ・ 共用の電気・水道の団地共益費及び、地区の区費が別途かかりますので、入居後に区長及び団地会計へご確認ください。団地の会計など必ず協力していただく作業もあります。地区の住民となりますので、地区から何か依頼があった際には必ず協力してください。
 - ・ 住宅退去時の修繕費は、破損箇所の修繕及び全室のクリーニング、床ワックスが自己負担となります。（敷金で足りない場合は別途修繕代として請求されます）
 - ・ 台所のガス給湯器、ガスコンロは個人で用意していただく必要があります。10万円程度かかります。浴室以外の水道蛇口は給湯器がなければ水しかできませんのでご注意ください。
 - ・ ペットの飼育はできません。近隣への迷惑となるだけでなく、ペットによる住宅への傷などは損害賠償の対象となりますのでご注意ください。
 - ・ 独身住宅では鍵の付け替えを行っておりません。鍵は前入居者からすべて返却していただいておりますが、心配な場合には鍵の交換は自己負担で行っていただくこととなります。その際には役場へ届け出をされた上で、管理のため付け替えた鍵のスペアキーを提出していただく必要がありますのでご了承願います。

上記文面を確認し、内容について了承しましたので申し込みをいたします。

氏名 _____ 印 _____

（柳津町役場建設課建設係 TEL 0241-42-2117）

受付番号	抽選番号

後継者独身住宅入居申込書

柳津町長	様	年	月	日
後継者独身住宅の入居の申込みを致します。				
住所		電話 ()		
フリ	ガナ	氏名	Ⓜ	年 月 日生 性別 ()
申込者の勤務所所在地				
勤務所名称				
誓 約 書				
1 この申込書に記入した事項は、全て事実と相違ないことを誓約致します。				
2 この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、後継者独身住宅申込の無効処分又は、当選の失格処分をされても異議申立て致しません。				
年 月 日				
氏 名 Ⓜ				
摘要				

記入の見本

受付番号	抽選番号

後継者独身住宅入居申込書

柳津町長 様 令和〇年 △月 ×日

後継者独身住宅の入居の申込みを致します。

福島県河沼郡柳津町大字柳津

住所 字下平乙 2 3 4 電話 (080) 〇〇〇〇- 〇〇〇〇

フリ ガナ ヤナイヅ タロウ
氏 名 柳津 太郎 (柳津) H5 年 1 月 1 日生 性別 (男)

申込者の勤務所所在地 福島県河沼郡柳津町大字柳津字〇〇

勤務所名称 〇〇株式会社

誓 約 書

- この申込書に記入した事項は、全て事実と相違ないことを誓約致します。
- この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、後継者独身住宅申込の無効処分又は、当選の失格処分をされても異議申立て致しません。

令和〇年 △月 ×日

氏 名 柳津 太郎 (柳津)

摘要